

議員提出議案第3号

平成二〇年一二月二日提出

尼崎市における公共事業及び公契約の契約制度のあり方に関する基本条例（案）

（この条例の目的）

第一条 この条例は、本市における公共事業及び公契約について、基本的な理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにすることにより、社会的価値の向上に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号一に定めるところによる。

- （一）公共調達 本市が支出負担行為に基づき行う調達をいう。
- （二）公共事業 公共調達によって実施される公共工事等をいう。
- （三）公共工事等 建設工事（建設業法（昭和二十四年法律第一〇〇号）第二条第一項に規定する建設工事をいう。）並びにこれに関する測量、設計、調査、コンサルタント業務及び原材料の納入をいう。
- （四）公契約 公共調達によって実施される請負、業務委託、委任その他の契約及び公の施設の管理の代行（地方自治法（昭和二十二年法律第六七号）第二四四条の二第三項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）により行われる公の施設の管理をいう。以下同じ。）による事務事業のうち、公共事業に該当するものを除いたものをいう。
- （五）事業者 公共事業の受注者又は公契約の受注者（公の施設の管理の代行にあつては、指定管理者）をいう。
- （六）市民 市内に居住する者、市内で働く者、市内で学ぶ者及び市内で事業を営む者をいう。
- （七）社会的価値 公共事業及び公契約の実施に当たり、確保されるべき適正な賃金及び労働条件、環境保全、人権擁護、障害者雇用、男女の雇用の機会均等などの社会的な価値をいう。

（基本理念）

第三条 市、事業者及び市民は、公共事業又は公契約に関わる場合においては、この条例の趣旨にのっとり、公共事業又は公契約によって生み出される成果及び提供される公共サービスの質の維持並びに社会的価値の向上に努めなければならない。

（市の責務）

第四条 市は、公共事業及び公契約を実施する場合においては、前条に掲げる基本

理念の実現に努めなければならない。

二 市は、公共事業及び公契約を実施する場合には、その契約金額、生み出される成果品及び提供されるサービスの質、社会的価値の向上、地域経済の活性化、地域福祉の向上並びに雇用の確保の観点を重視しなければならない。

三 市は、公共事業及び公契約が税金その他の財源で賄われていることを踏まえ、適正な執行に努めなければならない。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、公共事業及び公契約を実施する場合には、市と協力し、社会的価値の向上、地域経済の活性化、地域福祉の向上及び雇用の確保に努めなければならない。

二 事業者は、公共事業及び公契約が税金その他の財源で賄われていることを踏まえ、社会的な責任を自覚するとともに、適正に実施しなければならない。

(市民の責務)

第六条 すべての市民は、この条例に掲げる理念の実現に協力しなければならない。

(評価の報告及び公表)

第七条 市は、公共事業及び公契約を実施する場合には、あらかじめ、第四条第二項に規定する観点について評価基準を定め、事業者となることを希望する者に対し、当該評価基準に基づき評価を行い、公表を前提にその結果を報告するよう求めなければならない。

二 市は、前項の評価基準及び報告を受けた結果を、別に定めるところにより公表しなければならない。

(公共事業及び公契約の契約制度のあり方についての具体の定め)

第八条 公共事業及び公契約の契約制度のあり方については、別にそれぞれ条例を定める。

(委任)

第九条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。